

破砕業変更届出書の記入要領等

1 申請者欄

- ・個人にあつては、住所、氏名を記入し、登録印（実印）を押して下さい。
- ・法人にあつては、登記事項証明書にある本店の所在地、名称（商号）、代表者の職名及び氏名を記載し、代表者の登録印（実印）を押して下さい。

（個人例）	（法人例）
秋田市山王 4 丁目 1 番 1 号 秋田 太郎 印	秋田市山王 4 丁目 1 番 1 号 〇〇破砕 株式会社 代表取締役 秋田 次郎 印

2 条文欄

- ・平成 年 月 日付け第 号で許可を受けた・・・は、許可年月日及び許可番号を記入して下さい。
- （例）平成 17 年 7 月 1 日付け第 2005100×△□号で許可を受けた・・・

3 変更欄

- ・変更内容で変更前を旧欄に変更後を新欄に記入して下さい。
- ・変更の理由欄の変更月日は理由発生日を記入して下さい。
- ・変更の理由欄の変更事項は（ ）の中の該当事項を○で囲んで下さい。

例

変更の内容	新	旧
	〇〇破砕（株）△△営業所	〇〇破砕（株）××営業所
変更の理由	変更年月日：平成 17 年 4 月 1 日 変更事項：法第 68 条第 1 項第 3 号 （理由）事業所の統廃合による事業所の名称変更	

- ・変更事項が多数ある場合は、変更事項ごとに変更の内容（新・旧対象）及び理由欄をまとめて別表を作成してください。

4 変更届の提出と事前計画書

許可した事項に変更が生じた場合は、次頁に示す添付書類を添え速やかに変更届を提出して下さい。なお、事業所、施設について的大幅な変更がある場合は、工事着工前に予め事前計画書の提出をお願いします。

なお、事業範囲（圧縮・せん断・破砕）の変更（法律第 68 条第 1 項第 2 号の変更）は変更許可申請が必要となり、変更届とは手続が異なりますのでご留意願います。

5 届出先

- ・県内の所管する保健所（「美の国あきたネット保健所一覧」を参照ください。）
（秋田市で事業を行っている場合は、別途秋田市長あての届出が必要です。）

破砕業変更届出書の添付書類

2 部（正本(申請用)と副本（申請者控え・副本は正本の複写でも可））提出ください。

変更事項及び内容	添付書類
（氏名、住所等の変更） 1 号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	(1) 許可業者を確認できる書類 （個人の場合）住民票の写し（本籍地の記載のあるもの。以下同じ） （法人の場合）定款又は寄付行為、履歴事項全部証明書 (2) 印鑑証明書
3 号 事業所の名称及び所在地 （※新設事業所については、事前計画書を提出願います。事業所の名称のみの変更の場合、添付書類は不要です。）	施設の所有権又は使用権原を証する書類 (1) 土地建物の登記事項証明書 (2) 公図の写し (3) 賃貸借契約書の写し（借地等の場合に必要） 施設の構造を明らかにする図面等 (4) 平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、付近の見取図
（役員等の変更） 4 号 法人事業者の場合で、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに順ずる者をいう。）並びに使用人の氏名及び住所	(1) 法人事業者の履歴事項全部証明書（使用人の変更の場合は不要） (2) 住民票の写し（新規の役員等について） (3) 登記事項証明書（後見登記※。新規の役員等について） (4) 欠格要件に該当していない旨の誓約書
（法定代理人の変更） 5 号 事業者が未成年者である場合で、その法定代理人の氏名及び住所	(1) 法定代理人の住民票の写し (2) 法定代理人についての登記事項証明書（後見登記※） (3) 欠格要件に該当していない旨の誓約書
（施設の変更） 6 号 事業の用に供する施設	変更する部分について、3 号と同様の書類 （※大幅な変更の場合は事前計画書を提出願います）
（施設及び能力等に係る変更） 7 号 主務省令	
① 標準作業書	変更後の標準作業書の写し
② 解体業、破砕業、産業廃棄物処理業の許可	当該許可証の写し（変更許可等を含む）
③ 積替え又は保管施設の、7)所在地、1)面積、2)保管量の上限	積替え又は保管施設について、2 号と同様の書類 （※事前計画書を提出願います）
④ 廃棄物処理法15条の施設許可	変更後の当該許可
⑤ 法人事業者の場合で、発行株式総数の5/100以上の株主、出資額5/100以上の出資者（左記において株主等という）	(1) 住民票(個人株主等)、履歴事項全部証明書(法人株主等) (2) 登記事項証明書（個人株主等についての後見登記※） (3) 欠格要件に該当していない旨の誓約書（株主等を記載） (4) 保有株式数又は出資額を記した書類
⑥ 個人事業者の場合で、政令で定める使用人	(1) 住民票 (2) 登記事項証明書（後見登記※） (3) 欠格要件に該当していない旨の誓約書（使用人を記載）

注 1 公的証明書等は有効期限内のものであるのならその「写し」でも結構です。

2 申請者及び役員等が外国籍の場合には、「外国人登録証明書」の提出ください。

※ 後見登記に関する法律第10条第1項に規定する証明書で、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」ことを証するものです。法務省の法務局が交付しています。